

大学における留学生の受入れ及び在籍管理に関する考察 — 国籍、在留資格等の確認による留学生の特定の必要性及びその方法 についての検討 —

*A Survey on Acceptance and Enroll Management of International Students
— Examining Necessity for Identifying International Students by Confirming Nationalities, etc. and
Its Method —*

杉江 斉 *SUGIE Hitoshi*
(音楽領域)

はじめに

文部科学省は、高等教育機関における外国人留学生の受入れ及び在籍管理に関し、「外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）」（令和4年4月6日付け文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知（4高学留第1号）。以下「在籍管理通知」という。）を発出し、各国公立大学及び各国公立高等専門学校に対し、外国人留学生の受入れ及び在籍管理の徹底を適切に行うよう求めている。

具体的には、①日本語等の必要な能力の基準（日本語で授業を行う場合、日本語能力試験N2レベル相当以上が目安）を明確化し、適正な水準を維持すること、②受入れ数を教育機関の入学定員、教職員組織、施設整備等を考慮した適切なものとする事、③各留学生について、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握すること、④長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底するとともに、改善の見込みのない場合には退学について協議する等、適切な対応を執ること、⑤退学等の処分を行う際は、大学等が責任を持ってその後の帰国や進学・就職の指導等を行い、当該学生が不法滞在にならないよう適切な対応を執ること、⑥「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」（平成27年1月法務省入国管理局）の内容に基づき、留学生が卒業等した場合の在留資格関係手続や所在不明となった留学生の届出が実施されるよう適切な対応を執ること、⑦外国人留学生の退学者・除籍者・所在不明者等の文部科学省への定期報告を適切に行うことなどが求められている [文部科学省高等教育局学生・留学生課 2022]。

上述のとおり、法務省入国管理局（現在の出入国在留管理庁）もまた、「留学生の卒業後等における教育機関の取組等について」（平成27年1月法務省入国管理局）を示し、教育機関に対し、留学生の適切な入学者選抜を行うとともに、受け入れた留学生に対し責任をもって在籍管理や生活指導を行うよう求めている。

また、卒業や退学等によって留学生の受入れを終了する際又は終了した後においては、①進学を希望する留学生については、進学先教育機関の入学事実の確認並びに当該教育機

関の名称（学部・学科等名を含む。）及び所在地の把握に努めること、②就職を希望する留学生については、就職先の内定事実の確認並びに就職先機関の名称及び所在地の把握並びに当該就職に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努めること、③進学又は就職以外の目的をもって日本に在留することを希望する留学生については、当該目的に係る事実の確認及び当該目的に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努めること、④帰国を希望する留学生（出国準備のための「短期滞在」又は「特定活動」の在留資格をもって在留する者を含む。）又は進路が明らかでない留学生については、帰国の指導及び出国した事実の確認に努めること、⑤留学生が継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格をもって引き続き日本に在留する場合には、当該留学生が継続就職活動を終了する際又は終了した後において上記①から④までと同様の確認、把握及び指導に努めることを求めている〔法務省入国管理局 2015〕。

これらの取組みを適切かつ確実に実施するためには、その対象となる外国人留学生を適切かつ確実に把握することが必要不可欠である。本稿では、大学における外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底の観点から、その前提となる「外国人留学生」の定義及び我が国における外国人の入国・在留管理制度について検討した上で、外国人留学生を適切かつ確実な把握の必要性及びその方法について検討する。

第1 前提

1 「外国人留学生」の定義

在籍管理通知並びに同通知において言及されている「外国人留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」及び「令和4年度大学入学者選抜実施要項について（通知）」（令和3年6月4日付け高等教育局長通知）のいずれにおいても、これらの通知又は方針にいう「外国人留学生」の定義は明示されていない。

そこでまず、「外国人留学生」その他本稿の本論で検討する内容に関連する用語の定義について検討する。

(1) 「外国人」の定義

文部科学省の学校基本調査における外国人学生調査票（令和4年度学校基本調査学校調査票（大学・短期大学・高等専門学校）外国人学生調査票。以下単に「外国人学生調査票」という。）裏面の「回答上の注意」の欄には、「I この調査票に掲げる用語の定義は次のとおりである。」として用語の定義が記載されており、同欄において、「外国人」は、「日本の国籍を有しない者をいう。」と定義されている〔文部科学省総合教育政策局調査企画課 日付不明〕。

また、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）¹⁾

1) 入管法の法律番号は、「法律」ではなく「政令」となっているが、これは、入管法が「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件」（昭和20年勅令542号）に基づく「出入国管理令」（昭和26年

は、「外国人」を「日本の国籍を有しない者をいう。」と定義しており、学校基本調査における「外国人」と入管法における「外国人」の定義は、同一である（入管法2条2号）。

したがって、「外国人とは、日本の国籍を有しない者である」ということができる。

(2) 「学生」の定義

同調査における学生教職員等状況票（令和4年度学校基本調査学校調査票（大学・短期大学）学生教職員等状況票）の「3 学生数」には「大学院」、「学部・本科」、「専攻科」、「別科」及び「科目等履修生・聴講生・研究生」の分類ごとの学生数とともにこれらの計数の記入欄が設けられている〔文部科学省総合教育政策局調査企画課 日付不明〕ことから、「学生」には、大学院生や学部生のみならず、専攻科及び別科の学生並びに科目等履修生、聴講生及び研究生が含まれるものと考えられる。

したがって、「学生とは、大学院生及び学部生、専攻科及び別科の学生並びに科目等履修生、聴講生及び研究生である」ということができる。

(3) 「外国人学生」の定義

上記(1)及び(2)で検討した内容を踏まえると、「外国人学生とは、日本の国籍を有しない大学院生及び学部生、専攻科及び別科の学生並びに科目等履修生、聴講生及び研究生である」ということができる。

なお、外国人学生調査票裏面の「回答上の注意」の欄には、「この調査票は、学生教職員等状況票の「3 学生数（高等専門学校においては、学校調査票（高等専門学校）の「3 学科別学生数）」に回答された学生数のうち、外国人学生（留学生を含む。）について回答する。」と記載がある〔文部科学省総合教育政策局調査企画課 日付不明〕ことから、「外国人学生」には、「留学生」が含まれるものと解される。

(4) 「留学生」の定義

「留学生」は、外国人学生調査票裏面の「回答上の注意」の欄において、「日本の大学に留学する目的を持って入国した外国人学生である。すなわち、出入国管理及び難民認定法第2条の2別表第1の4に定める「留学」（本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動）による在留資格によって、入国した者。なお、同法による他の在留資格によって入国し、その後所定の手続を経て上記に定める資格に変更することを許された者も留学生として扱う。」と定義されている〔文部科学省総合教育政策局調査企画課 日付不明〕。

したがって、「留学生とは、日本国籍を有しない大学院生若しくは学部生、専攻科若しくは別科の学生又は科目等履修生、聴講生若しくは研究生であって、「留学」の在留資格

政令第319号)として制定され、後に「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律」(昭和27年法律第126号)の規定により法律としての効力を有することとされたことによるものである。

を有する者である」ということができる。

なお、上述の「留学生」の定義に照らせば、ここでいう「留学生」が外国人であることは明らかであることから、これに「外国人」を付した「外国人留学生」と「留学生」は、同義であると考えて差し支えないであろう。

(5) 「留学生以外の外国人学生」の定義

「留学生以外の外国人学生」は、外国人学生調査票裏面の「回答上の注意」の欄において、「留学生以外のすべての外国人学生であり、主として日本の高等学校（中等教育学校（後期課程））を卒業して大学に入学した外国人である。」と定義されている [文部科学省総合教育政策局調査企画課 日付不明]。

したがって、「留学生以外の外国人学生とは、日本国籍を有しない大学院生若しくは学部生、専攻科若しくは別科の学生又は科目等履修生、聴講生若しくは研究生であって、「留学」の在留資格を有しない者である」ということができる。

用語の一覧

用語	用語の意義
外国人	日本の国籍を有しない者をいう。
学生	大学院生及び学部生、専攻科及び別科の学生並びに科目等履修生、聴講生及び研究生をいう。
外国人学生	外国人である学生をいう。
留学生	「留学」の在留資格を有する外国人学生をいう。
留学生以外の外国人学生	「留学」の在留資格を有しない外国人学生をいう。

2 外国人の入国・在留管理制度

それでは、どのような外国人が、外国人学生（留学生及び留学生以外の外国人）となる可能性があるのでしょうか。これを理解するためには、我が国における外国人の出入国在留管理制度について検討しておく必要がある。

(1) 在留資格制度

日本に在留する外国人は、入管法その他の法律に特別の規定がある場合を除き、上陸許可、在留資格変更許可又は在留資格取得許可に伴い決定される在留資格をもって在留することとされている（入管法2条の2第1項）。

なお、上記「入管法に特別の規定がある場合」に該当するものとして、寄港地上陸の許可（入管法14条）船舶観光上陸の許可（同法14条の2）、通過上陸の許可（同法15条）、乗員上陸の許可（同法16条）、緊急上陸の許可（同法17条）、遭難による上陸の許可（同法18条）、一時庇護のための上陸の許可（同法18条の2）、仮滞在の許可（同法61条の2の4）が挙げられるが、本稿の趣旨とは関連性が乏しいことから、これらについての検討は省略する。また、「その他の法律に特別の規定がある場合」については、この節(2)において後述する。

① 在留資格

在留資格は、入管法別表1の上欄及び別表2の上欄に規定されており、別表1の上欄の在留資格をもって在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ日本において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、同法別表2の上欄の在留資格をもって在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ日本において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる（同条2項）。

なお、これらの違いから、入管法別表1の在留資格は「活動資格」と、同法別表2の在留資格は「居住資格」と呼ばれることがある。

入管法別表1は、1の表から5の表までに分かれており、1の表には、「外交」、「公用」、「教授」、「芸術」、「宗教」及び「報道」の在留資格が、2の表には「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」及び「技能実習」の在留資格が、3の表には「文化活動」及び「短期滞在」の在留資格が、4の表には「留学」、「研修」及び「家族滞在」の在留資格が、5の表には「特定活動」の在留資格が規定されている。

入管法別表2には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」の在留資格が規定されている。

② 活動制限及び在留資格取消事由

入管法別表1の上欄の在留資格（活動資格）をもって在留する外国人については、一定の活動制限が設けられている。

入管法別表1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（以下「就労資格」という。）をもって在留する外国人は、資格外活動許可を受けて行う場合を除き、当該在留資格に応じこれらの表の下欄に掲げる活動に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬（業として行うものではない講演に対する謝金、日常生活に伴う臨時的報酬その他の法務省令で定めるものを除く。）を受け活動（以下「就労活動」という。）を行ってはならないこととされており（入管法19条1項柱書、同項1号）、入管法別表1の3の表及び4の表の上欄の在留資格（以下「非就労資格」という。）をもって在留する外国人は、資格外活動許可（入管法19条2項）を受けて行う場合を除き、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受け活動を行ってはならないこととされている。（入管法19条1項柱書、同項2号）。

一方、入管法別表2の上欄の在留資格（居住資格）をもって在留する外国人については、活動制限は設けられていない。

また、入管法別表1の在留資格（活動資格）をもって在留する外国人が正当な理由なく①当該在留資格に該当する活動を行わず、かつ、他の活動を行い、若しくは行おうとして在留している場合、又は②当該在留資格に該当する活動を継続して3か月以上行わないで在留している場合など、別表1又は別表2の在留資格をもって在留する外国人が同法に規

定する在留資格取消事由に該当する場合、在留資格の取消し処分の対象となる（入管法22条の4）。

教育を受ける活動は就労活動には該当しないことから、入管法別表1の在留資格のうち「留学」以外の在留資格をもって在留する外国人が、その在留資格に基づく活動を阻害しない範囲で教育を受ける活動を行うことについては入管法上問題ないと考えられるが、これらの外国人がその在留資格に基づく活動を行わず、専ら教育を受ける活動を行い、又はその在留資格に基づく活動を継続して3か月以上行わずに専ら教育を受ける活動を行うことは不適法であると考えられる。

なお、在留資格「家族滞在」をもって在留する外国人が日本において行うことができる活動について、入管法別表1は、次のように規定している。

【参考】入管法別表1の3の表の「家族滞在」の項の下欄

1の表、2の表又は3の表の上欄の在留資格（外交、公用、特定技能（2の表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）、技能実習及び短期滞在を除く。）をもって在留する者又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動

「日常的な活動」には、教育機関において教育を受ける活動も含まれることとされている[出入国在留管理庁 日付不明]ことから、「家族滞在」の在留資格をもって在留する外国人が教育機関において教育を受ける活動を行う場合、その活動は、その在留資格に基づく活動に該当し、入管法上問題ないと考えられる。

在留資格の一覧

区分		在留資格	活動制限
入管法別表1	1の表	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道	在留資格に基づく就労活動のみ可
	2の表	高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能、技能実習	在留資格に基づく就労活動のみ可
	3の表	文化活動、短期滞在	就労不可
	4の表	留学、研修、家族滞在	就労不可
	5の表	特定活動	指定書により指定された就労活動のみ可
入管法別表2		永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者	活動制限なし

(2) 特別永住者制度

前述のとおり、入管法2条の2の規定により、日本に在留する外国人は、入管法その他の法律に特別の規定がある場合を除き、在留資格をもって在留することとされているが、同項に規定する「その他の法律」に該当するのが、「日本国との平和条約に基づき日本の

国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号。以下「入管特例法」という。）である。

入管特例法に定める特別永住者（以下単に「特別永住者」という。）は、同法の規定により日本に永住することができる（入管特例法3条、4条）。特別永住者については、活動制限は設けられていない。

第2 本論

ここまでの検討内容を前提として、本論へと進むことにする。

1 学生の分類

第1、1で検討した定義を踏まえると、学生は、大きく日本人学生（日本国籍を有する学生）と外国人学生（日本国籍を有しない学生）に分類することができる。更に、外国人学生は、留学生以外の外国人学生（「留学」の在留資格を有しない学生）と留学生（「留学」の在留資格を有する外国人学生）に分類することができる。

次の表は、これらの分類を要約したものである。

「学生」の分類

学生（大学院生、学部生、専攻科・別科の学生及び科目等履修生・聴講生・研究生）	日本人学生（日本の国籍を有する学生）	
	外国人学生 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>留学生以外の外国人学生</td> </tr> <tr> <td>留学生</td> </tr> </table>	留学生以外の外国人学生
留学生以外の外国人学生		
留学生		

(1) 学生

学生には、日本の国籍を有するか有しないかにかかわらず、全ての大学院生、学部生、専攻科・別科の学生及び科目等履修生・聴講生・研究生が該当する。

(2) 日本人学生

日本人学生には、日本の国籍を有する全ての学生が該当する。

(3) 外国人学生

外国人学生には、日本の国籍を有しない全ての学生が該当する。

(4) 留学生以外の外国人学生

留学生以外の外国人学生には、「留学」の在留資格を有しない外国人学生が該当する。

したがって、入管法別表1の在留資格（「留学」を除く。）又は同法別表2の在留資格をもって在留する外国人学生及び特別永住者である外国人学生がこれに該当する。

第1、1、(5)で検討した定義で「主として日本の高等学校（中等教育学校（後期課程））を卒業して大学に入学した外国人である。」[文部科学省総合教育政策局調査企画課 日付不明]とされていることから、外国人学生の多くは、入管法別表1の4の表の「家族滞在」の在留資格若しくは別表2の在留資格（「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」）をもって在留する外国人又は特別永住者である外国人で、日本国

内の高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業して大学に入学するケースが多いと考えられる。

しかしながら、別表1の在留資格のうちには、例えば「短期滞在」や「研修」など、その在留目的である活動や付与される在留期間などに照らし、学生となることが現実的ではないものも含まれる一方で、例えば就労活動を在留目的とする「技術・人文知識・国際業務」や「企業内転勤」などの在留資格をもって在留する外国人が、本来の在留目的である活動を阻害しない範囲で、スキルアップ等を目的として科目等履修生や聴講生、研究生又は夜間授業のある大学や大学院の学生として外国人学生となる可能性が全くあり得ないとはいきれないのではないであろうか。

また、後述のとおり、「留学」の在留資格が認められるためには上陸許可基準適合性が求められるが、外国の政府企業や民間企業から派遣されて専ら指導を受ける活動を行う者や、研究生などは、「留学」に該当しない場合であっても、学術上の活動に従事する場合は「文化活動」の在留資格に該当する可能性がある〔出入国在留管理庁 日付不明〕。

(5) 留学生

留学生には、「留学」の在留資格を有する外国人学生が該当する。ここで、「留学生」に該当するための要件である在留資格「留学」について詳しく検討する。

① 在留資格「留学」の概要

「留学」の在留資格をもって在留する外国人が日本において行うことができる活動は、次のとおりである。

【参考】入管法別表1の3の表の「留学」の項の下欄

本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動

② 上陸許可基準

在留資格「留学」には、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号。以下「上陸基準省令」という。）による上陸基準の定めがあり、同在留資格が認められるためには、上陸基準に適合すること（上陸基準適合性）が求められる。

上陸基準省令の表の「留学」の項の下欄の規定のうち、大学に関連するもののみ抜粋すると、次のとおりである。

【参考】上陸基準省令「留学」の項の下欄（抜粋）

- 一 申請人が次のいずれかに該当していること。
 - イ 申請人が本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること（専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。）。
 - ロ 申請人が本邦の大学に入学して、当該大学の夜間において授業を行う大学院の研究科（当該大学が当該研究科において教育を受ける外国人の出席状況及び法第19条第1項の規定の遵守状況を十分に管理する体制を整備している場合に限る。）において専ら夜間通学して教育を受けること。
 - ハ（省略）
- 二 申請人がその本邦に在留する期間中の生活に要する費用を支弁する十分な資産、奨学金その他の手段を有すること。ただし、申請人以外の者が申請人の生活費用を支弁する場合は、この限りでない。
- 三 申請人が専ら聴講による教育を受ける研究生又は聴講生として教育を受ける場合は、第1号イ又はロに該当し、当該教育を受ける教育機関が行う入学選考に基づいて入学の許可を受け、かつ、当該教育機関において1週間につき10時間以上聴講をすること。
- 四～八（省略）

③ 所属機関等による届出

「留学」の在留資格をもって在留する中長期在留者²⁾の受入れ機関は、出入国在留管理庁長官に対し、その受入れの開始及び終了並びに5月1日及び11月1日における受入れの状況を届け出るよう努めなければならないこととされている（入管法19条の17、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号。以下「入管法施行規則」という。）19条の16、別表3の4の2の表）。

2 留学生の適切かつ確実な把握の必要性

(1) 日本国外から入学する留学生

日本国外に居住する外国人が日本の大学の入学試験（以下「入試」という。）を受験する際には、留学生入試など留学生専用の入試を受験するのが一般的である。また、留学生が大学への入学に伴い日本に入国するためには、原則として、事前に在留資格認定証明書交付申請が必要となる（入管法7条の2）。

また、同申請は、受入れ機関である大学の職員が当該外国人を代理して行うことができる（入管法7条の2第2項、入管法施行規則6条の2第3項、別表4）ほか、同申請のための申請書のうち所属機関等作成用1及び2の様式は所属機関である大学において作成する必要がある（入管法施行規則別記6号の3様式）。

したがって、日本国外から入学する留学生の把握は容易であろう。

2) 日本に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3か月以下の在留期間が決定された者、②「短期滞在」の在留資格が決定された者、③「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者及び④上記①～③に準ずる者として法務省令で定めるもの以外の者をいう（入管法19条の3）。

（2）日本国内から入学する留学生

問題となるのは、既に日本に在留しており、日本国内の教育機関から進学してくる留学生の把握である。

1、(5)、①で検討したとおり、「留学」の在留資格には、大学のほか、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、特別支援学校の高等部、専修学校、各種学校で教育を受ける活動も含まれることから、制度上は、高等学校や専修学校、各種学校などから「留学」の在留資格を有する留学生が進学してくる可能性があり得る。また、日本語教育機関から大学に進学する留学生も少なくない。

これらの留学生が全て留学生入試など留学生のみを対象とする入試を受験して入学してくるのであれば、その把握は容易であるが、一般入試その他の留学生のみを対象とするものではない入試を受験して入学してくる可能性も全くないとはいえない。

したがって、そのような留学生を確実に把握するためには、入学する全ての学生について、各学生がそれぞれ日本人学生であるのか、又は外国人学生であるのかを特定した上で、全ての外国人学生についてその在留資格を確認し、各外国人学生がそれぞれ留学生であるのか、又は留学生以外の外国人学生であるのかを特定する必要があるのではないであろうか。

また、現実的には考えにくいかもしれないが、全ての外国人学生の在留資格を確認しなければ、「留学」若しくは「家族滞在」又は入管法別表2の在留資格以外の在留資格をもって在留する外国人など、フルタイムの学生として専ら大学で教育を受ける活動を行うためには在留資格の変更が必要となる外国人や、不法残留の外国人を受け入れてしまう可能性も全くないとはいいきれないのではないであろうか。

3 外国人学生の特定

入学する全ての学生について、各学生がそれぞれ日本人学生であるのか、又は外国人学生であるのかを特定するためには、日本国籍の有無を確認する必要がある。

日本国籍の有無を確認するためには、どのような方法が考えられるであろうか。

（1）旅券による国籍の確認

国籍を確認するための方法として、多くの人が最初に思いつくのは、旅券（パスポート）を確認する方法であろう。しかしながら、学生の国籍を把握するために旅券を用いることについては、いくつかの難点がある。

第1に、全ての者が旅券の発給を受けている訳ではないということである。令和2年度国勢調査によれば、令和2年10月1日時点における日本人人口は、123,398,962人である〔総務省統計局 2021〕。これに対し、外務省の統計によれば、令和3年中における一般旅券³⁾の有効旅券数は24,367,331冊である〔外務省領事局旅券課 2021〕。したがって、有効

3) 公用旅券（国の用務のため外国に渡航する者及びその者が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対して発給される旅券）以外の旅券をいう（旅券法2条1号、2号）。

な旅券を所持している日本人の数は、の約19.7パーセントにすぎない。

第2に、旅券の発給には有効期間が10年の一般旅券で1万4千円、有効期間が5年の一般旅券で9千円（申請人が12歳未満の場合には4千円）の手数料の納付が必要となる（旅券法20条1項）ことから、国籍確認のために旅券の発給を受けていない学生に旅券の発給申請をさせるのは妥当とはいえないであろう。

第3に、日本人であっても外国の旅券の発給を受けている場合があるということである。日本の旅券を所持していることによって、日本国籍を有する者であることは確認することができる。一方で、二重国籍などにより、日本の国籍を有しながら同時に外国の国籍を有することによって当該外国の旅券を所持する者もあり得る。したがって、外国の旅券を所持しているからといって、その者が必ずしも日本国籍を有しない外国人であるとは限らない。

(2) 戸籍による国籍の確認

それでは、日本国籍の有無を確実に確認するためには、どのような方法によれば良いのであろうか。

法務省民事局は、戸籍について、「戸籍は、（中略）日本国民について編製され、日本国籍をも公証する唯一の制度」としている〔法務省民事局 日付不明〕。また、同省東京法務局は、「日本国籍を有することを証明する公的書面は、原則、戸籍事項証明書（戸籍謄本）」であるとしている〔東京法務局 日付不明〕。

したがって、戸籍を有していれば日本の国籍を有する日本人であり、戸籍を有していなければ日本の国籍を有しない外国人であるということになる⁴⁾。

戸籍の有無を確認することのできる書類であって、市役所や町村役場で容易に取得することができる公的証明書として、①戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書及び一部事項証明書、②住民票の写し及び住民票記載事項証明書並びに③戸籍の附票が挙げられる。

① 戸籍証明書

戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により、戸籍は、市町村の区域内に本籍を定める一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製される（戸籍法6条本文）。ただし、日本人でない者と婚姻をした者又は配偶者がいない者については、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに編製される（同条但書）。

戸籍には、本籍のほか、戸籍内の各人について、①氏名（同法13条1号）、②生年月日（同条2号）、③入籍原因及び年月日（同条3号）、④実父母の氏名及び実父母との続柄（同条4号）、⑤養子の場合には養親の氏名及び養親との続柄（同条5号）、⑥夫婦の場合

4) 戸籍法には「外国人について戸籍を編製しない」旨の明示的な規定は置かれていないことから、この点について、令和4年10月17日、筆者が法務省民事局民事第一課に電話による問い合わせを行ったところ、「戸籍法には『外国人については戸籍を編製しない』旨の明示的な規定はないが、明治以来の『戸籍は日本人についてのみ編製されるものである』という慣習を前提としている」といった趣旨の回答であった。

には夫又は妻である旨（同条6号）、⑦他の戸籍から入籍した場合には従前戸籍の表示（同条7号）及び⑧その他法務省令で定める事項が記載される（同法13条）。

戸籍に記載されている者その他戸籍法に定める一定の者は、その戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（戸籍謄本等）の交付の請求をすることができる（同法10条1項）。また、戸籍が平成6年法務省令第51号附則2条1項による改製により電算化されている場合には、戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて、戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（戸籍証明書）の交付の請求をすることができる（同法120条1項）⁵⁾。

なお、戸籍法施行規則には、戸籍証明書として次の3種類が規定されている（戸籍法施行規則73条）。

㊦ 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）

戸籍の全部事項証明書は、戸籍に記録されている事項の全部を記載した証明書である（同条1項1号）。

㊧ 戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）

戸籍に記録されている者のうちの一部のものについて記録されている事項の全部を記載した証明書である（同条1項2号）。

㊨ 戸籍の一部事項証明書

戸籍に記録されている事項中の証明を求められた事項を記載した証明書である（同条1項3号）。

② 住民票の写し及び住民票記載事項証明書

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）の規定により、市町村長は、住民基本台帳を備え、その市町村の住民について、同法に定める一定の事項を記録することとされており（住基法5条）、市町村長は、原則として、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して⁶⁾、住民基本台帳を作成することとされている（住基法6条1項）。

住民票には、①氏名（同法7条1号）、②生年月日（同条2号）、③性別（同条3号）、④本人が世帯主の場合には世帯主である旨、本人が世帯主以外の場合には世帯主氏名及び世帯主との続柄（同条4号）、⑤戸籍の表示（本籍がない者又は本籍が不明な者についてはその旨）（同条5号）、⑥住民となった年月日（同条6号）、⑦住所（及び同一市町村内で住所変更があった場合には住定日）（同条7号）、⑧転入者の場合には転入届出年月日（職権で住民票の記載又は記録がなされた場合にはその年月日）及び従前住所（同条8号）

5) 2020年9月28日東京都御蔵島村が戸籍の電算化に対応したことにより、本稿執筆時点においては、国内全ての市町村で戸籍の電算化が完了している。

6) 例外として、市町村長は、適当であると認めるときは、前項の住民票の全部又は一部につき世帯を単位とすることができることとされている（住基法6条2項）。

⑨その他の事項（同条8号の2～14号）が記載又は記録される（同法7条）。

また、住民票は、その市町村の住民で中長期在留者及び特別永住者等⁷⁾に該当する外国人（外国人住民）についても調製され、これらの外国人の住民票には、戸籍の表示その他一定の事項を除き、日本人と同様の事項並びに国籍又は地域及び次の表の右欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる事項が記載又は記録される（同法30条の45）。

外国人住民に係る住民票記載事項

中長期在留者	① 中長期在留者である旨 ② 在留資格、在留期間及び在留期間満了日並びに在留カード番号
特別永住者	① 特別永住者である旨 ② 特別永住者証明書番号

㊦ 住民票の写し

住民基本台帳に記録されている者その他住基法に定める一定の者は、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（住基法6条3項の規定により住民票が電算化されている場合には当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。）⁸⁾の交付を請求することができる（同法12条1項）。

本人等から住民票の写しの交付の請求があった場合、市町村長は、特別の請求がない限り、日本人の住民票の写しについては、①世帯主に関する表示、②戸籍の表示及び③その他の事項（住基法7条8号の2～14号に規定する事項）の全部又は一部の記載を、外国人住民の住民票の写しについては、①世帯主に関する表示、②国籍等（国籍の属する国又は入管法2条5号口に規定する地域をいう。以下同じ。）及び③中長期在留者、特別永住者等に関する表示（上記「外国人住民に係る住民票記載事項」の表の右欄に掲げる事項の表示をいう。以下同じ。）④その他の事項（同法7条8号の2及び10号から14号までに掲げる事項）の全部又は一部の記載を省略した住民票の写しを交付することができることとされている（同法12条5項、30条の51）。

㊧ 住民票記載事項証明書

住民基本台帳に記録されている者その他住基法に定める一定の者は、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票記載事項証明書（住民票に記載をした事項に関する証明書。以下同じ。）の交付を請求することができる（同条1項）。

住民票記載事項証明書には、住民票に記録されている事項中の証明を求められた事項が記載される。

7) 住基法30条の45には、中長期在留者及び特別永住者のほか、一時庇護許可者又は出生若しくは国籍喪失による経過滞在者についても規定されているが、本稿においては、これらについての検討は省略する。

8) 市町村長が交付する「住民票の写し」は、一般に「住民票」と呼ばれることも多いが、ここでいう「住民票の写し」は、住基法上の「住民票の写し」（市町村長が交付する証明書の原本）のことであり、「住民票の写しのコピー」のことではない。

③ 戸籍の附票の写し

住基法の規定により、市町村長は、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として、戸籍の附票を作成することとされている。（同法16条1項）。

戸籍の附票には、①戸籍の表示（同法17条1号）、②氏名（同条2号）、③住所（同条3号）、④住所を定めた年月日（同条4号）、⑤生年月日（同条5号）、⑥性別（同条6号）⑦その他の事項（同法17条の2第1項）が記載される。

戸籍の附票に記録されている者本人等その他住基法に定める一定の者は、市町村長に対し、戸籍の附票の写し⁹⁾の交付を請求することができる（同法20条1項）。

また、本人等から戸籍の附票の写しの交付の請求があった場合、市町村長は、特別の請求がない限り、上記①～⑦のうち①戸籍の表示（同法17条1号）及び⑦その他の事項（同法17条の2第1項）の全部又は一部の記載を省略した戸籍の附票の写しを交付することができることとされている（同条5項）。

(3) 国籍の確認方法についての検討

外国人学生の特定を目的とする国籍確認のためには、これらの公的証明書類のいずれにより確認するのが妥当なであろうか。

① 戸籍証明書

㊦ 戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）

前述のとおり、法務省東京法務局は、「日本国籍を有することを証明する公的書面は、原則、戸籍事項証明書（戸籍謄本）」であるとしていることから、戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）は、日本国籍を有するかどうかを確認するための公的証明書として間違いのないものであろう。

しかしながら、全部事項証明書には、その戸籍に記録されている事項の全部が記載されることから、学生本人のみならず、当該戸籍に記録されている全ての者の個人情報まで取得してしまうこととなる。

また、(1)で検討した旅券と同様に、証明書を提出した者については日本国籍を有することを確認することができるが、故意又は過失によりこれを提出しない者がある場合もあり得ることから、提出がないことのみをもってその学生が日本国籍を有しないと断定するのは困難である。

したがって、全部事項証明書は、学生個人の国籍確認のために用いる公的証明書としては、不適當であると考えられる。

㊧ 戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）

それでは、戸籍の個人事項証明書はどうであろうか。

9) 市区町村長が交付する「戸籍の附票の写し」は、単に「戸籍の附票」と呼ばれこともあるが、ここでいう「戸籍の附票の写し」は、住基法上の「戸籍の附票の写し」（市町村長が交付する証明書の原本）のことであり、「戸籍の附票の写しのコピー」ではない。

個人事項証明書であれば、戸籍に記録されている者のうちの一部のものについて記録されている事項の全部が記載されることから、不必要な者の個人情報まで取得するおそれはない。

しかしながら、これらについても㉗で検討した全部事項証明書と同様に、証明書を提出した者については日本国籍を有することを確認することができるが、故意又は過失によりこれを提出しない者がある場合もあり得ることから、提出がないことのみをもってその学生が日本国籍を有しないと断定するのは困難である。

したがって、個人事項証明書も、学生の日本国籍の有無を確認するための公的証明としては、妥当とはいえないのではないであろうか。

㉗ 戸籍の一部事項証明書

次に、戸籍の一部事項証明書について検討する。

一部事項証明書には、戸籍に記録されている事項中の証明を求められた事項のみが記載されることから、不要な情報を取得しないという観点からは、個人事項証明書よりも優れているといえるであろう。

しかしながら、これらについても㉗及び㉘で検討した全部事項証明書及び一部事項証明書と同様に、証明書を提出した者については日本国籍を有することを確認することができるが、故意又は過失によりこれを提出しない者がある場合もあり得ることから、提出がないことのみをもってその学生が日本国籍を有しないと断定するのは困難である。

したがって、一部事項証明書も、学生の日本国籍の有無を確認するための公的証明としては、妥当とはいえないのではないであろうか。

なお、一部事項証明書には戸籍に記録されている事項中の証明を求められた事項のみが記載されるのであれば、㉓で検討する戸籍の附票の写しと同様に、何らかの理由により本籍の記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出しないことを希望する日本人学生に配慮するためには、戸籍の一部事項証明書を活用することができる可能性があるのではないかと考え、調査を行ったところ、一部事項証明書には本籍の記載欄が設けられており（戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）付録第32号様式）、戸籍事務を取扱う複数の役所・役場の担当部局の窓口にお問い合わせたが、「本籍の記載は省略することができない」との回答であった。

㉘ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書

㉘ 住民票の写し

住民票の写しについては、(2)、㉘で検討したとおり、本人等からその交付の請求があった場合、市町村長は、特別の請求がない限り、住基法に規定する一定の事項の全部又は一部の記載を省略した住民票の写しを交付することができることとされている（住基法12条5項）が、日本人については戸籍の表示、外国人については国籍等及び中長期在留者、特別永住者等に関する表示（以下「外国人住民に係る表示」という。）の記載が省略され

ていないものを提出させることにより、日本人については戸籍の表示の記載により戸籍を有する（＝日本国籍を有する）ことを確認することができるし、外国人については外国人住民に係る表示の記載により日本国籍を有しないこと並びにその国籍等及び在留に関する情報を確認することができる。

住民票の写しの交付請求に当たっては、個人のみが記載されたもの又は同一世帯に属する者全員が記載されたもののいずれかを選択することができるが、不必要な個人情報を取得することのないよう、学生本人のみが記載されたものを提出させるのが妥当であろう。

これらを踏まえると、学生の日本国籍の有無を確認するための公的証明としては、学生本人のみが記載され、戸籍の表示又は外国人住民に係る表示の記載が省略されていない住民票の写しが適当であると考えられる。

ただし、間違って戸籍の表示又は外国人住民に係る表示の記載が省略されているものが提出された場合には、これらの記載が省略されていないものを改めて請求させる必要が生じる。

① 住民票記載事項証明書

それでは、住民票記載事項証明書についてはどうであろうか。

住民票記載事項証明書には、住民票に記録されている事項中の証明を求められた事項のみが記載されることから、不要な情報を取得しないという観点からは、本来、学生の日本国籍の有無を確認するための公的証明としては、最適なものであると考えられる。

しかしながら、住民票記載事項証明書にも難点がある。それは、本籍地の記載欄が空欄のまま証明がなされているケースが散見されることである。

このような場合、住民票の写しについて、間違って戸籍の表示又は外国人住民に係る表示の記載が省略されているものを請求してしまった場合と同様、改めて住民票記載事項証明書の請求をさせる必要が生じるが、住民票の写しの交付請求の場合には、請求のための書面の所定のチェックボックスにチェックを記入して請求すれば足りる一方で、住民票記載事項証明書の場合には、学生が全て記入し直す必要がある。

また、住民票の写しの場合、マイナンバーカードの交付を受けていればコンビニ交付を受けることができる一方で、住民票記載事項証明書の場合には、役所又は役場の窓口へ直接出向くか、郵送による請求を行う必要がある。

更に、外国人学生が住民票記載事項証明書の請求を行う場合には、必要な事項を全てあらかじめ記入した上で請求する必要があることから、記入方法がわからない者も出てくる可能性がある。

学生の利便性を考えれば、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」といった形で、学生本人が選択することができるようにするのもひとつの方法であろう。

③ 戸籍の附票の写し

最後に、戸籍の附票について検討する。

戸籍の附票についても、①で検討した戸籍証明書と同様に、証明書を提出した者については日本国籍を有することを確認することができるが、故意又は過失によりこれを提出しない者がある場合もあり得ることから、提出がないことのみをもってその学生が日本国籍を有しないと断定するのは困難である。

しかしながら、何らかの理由により本籍の記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出しないことを希望する日本人学生に配慮するためには、戸籍の附票の写しを活用することができる可能性がある。

なぜなら、(2)、③で検討したとおり、①戸籍の附票は、市町村長により、その市町村の区域内に本籍を有する者につき、その戸籍を単位として作成されること及び②戸籍の附票には、戸籍の表示、氏名、住所、住所を定めた年月日、生年月日及び性別その他の事項が記載されるが、本人等から戸籍の附票の写しの交付の請求があった場合、市町村長は、特別の請求がない限り、これらのうち戸籍の表示とその他の事項の全部又は一部の記載を省略した戸籍の附票の写しを交付することができることとされている(同条5項)ことから、そのような学生には、住民票の写し又は住民票記載事項証明書に代えて、又は戸籍の表示が省略された住民票の写し又は住民票記載事項証明書に加えて、戸籍の表示の記載が省略された戸籍の附票の写しを提出させることにより、本籍地を明らかにさせることなく、当該学生が本籍を有する(=日本国籍を有する)ことを確認することができるのである。

(4) 外国人学生の把握の方法

ここまでの検討内容を踏まえると、外国人学生を確実に把握するためには、原則として、全ての学生に①戸籍の表示又は外国人住民に係る表示の記載が省略されていない住民票の写し又は②これらの記載のある住民票記載事項証明書の提出を求め、何らかの理由により本籍の記載のある住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出しないことを希望する日本人学生については、これらに代えて、又は戸籍の表示が省略された住民票の写し又は住民票記載事項証明書に加えて、戸籍の附票の写しの提出を求め、これらの公的証明書の記載により、日本国籍の有無を確認するのが望ましいのではないであろうか。

4 留学生の特定

入学する全ての外国人学生について、各外国人学生がそれぞれ留学生であるのか、又は留学生以外の外国人学生であるのかを特定するためには、「留学」の在留資格を有することの有無を確認する必要がある。

「留学」の在留資格を有することの有無を確認するためには、どのような方法が考えられるであろうか。

上記3、(4)で検討したとおり、外国人住民に係る表示の記載が省略されていない住民票の写し又はその記載のある住民票記載事項証明書の記載を確認することにより、中長期在留者については①中長期在留者である旨及び②在留資格、③在留期間及び④在留期間満了

日並びに⑤在留カード番号を、特別永住者については①特別永住者である旨及び②特別永住者証明書番号を把握することができる。

したがって、これらの記載から、留学生（「留学」の在留資格を有する外国人学生）を特定するのは容易である。これらの記載から特定した留学生について、在留カードの提示を求め、必要な情報を保存することにより、留学生を確実に把握し、留学生の適切な受入れ及び在籍管理の実施につなげることができる。

また、留学生以外の外国人学生（「留学」以外の在留資格を有する外国人学生及び特別永住者である外国人学生）の人数を確実に把握し、学校基本調査その他の各種調査等において正確な情報を提供することにもつながる。

5 その他

なお、本稿の本旨からは外れるし、そのようなケースは極めて稀であると考えるが、上記3、(4)及び4で検討した方法で外国人学生及び留学生の特定を行うことにより、第1、2、(1)、②で検討したような、本来であれば、学生（特にフルタイムの学生）としての活動を行うことができない外国人学生をあらかじめ特定することもできる。

万一、そのような外国人学生の存在が判明した場合には、大学において、適時に適切な指導を行うことにより、不適法な外国人学生を受け入れてしまう可能性を確実に取り除くことができるであろう。

参考文献

- 出入国在留管理庁. “入国在留審査要領.” 出入国在留管理庁, 日付不明.
- 外務省領事局旅券課. “旅券統計（令和3年1月～12月）.” 外務省ウェブサイト. 2021年2月. <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100303508.pdf> [アクセス日：2022年10月17日].
- 文部科学省総合教育政策局調査企画課. “調査票様式集（高等教育機関）.” 文部科学省ウェブサイト. 日付不明. https://www.mext.go.jp/content/20220307-mxt_chousa01-000013781_18.pdf [アクセス日：令和4年10月17日].
- 文部科学省高等教育局学生・留学生課. 外国人留学生の適切な受入れ及び在籍管理の徹底等について（通知）（令和4年4月6日付け文部科学省高等教育局学生・留学生課長通知）. 2022年4月6日. https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1325305.htm [アクセス日：2022年10月17日].
- 東京法務局. “（国籍関係）日本国籍を証明する書面について.” 法務局ウェブサイト. 日付不明. https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000001_00201.html [アクセス日：2022年10月17日].
- 法務省入国管理局. 留学生の卒業後等における教育機関の取組等について. 2015年1月. https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00086.html [アクセス日：2022年10月17日].
- 法務省民事局. “戸籍.” 法務省ウェブサイト. 日付不明. <https://www.moj.go.jp/MINJI/koseki.html> [アクセス日：2022年10月17日].
- 総務省統計局. “令和2年国勢調査 人口等基本集計結果 結果の概要.” 総務省統計局ウェブサイト. 2021年11月30日. https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/kekka/pdf/outline_01.pdf [アクセス日：2022年10月17日].